

電気用品安全法 登録検査機関ガイド

(第3版)

(登録検査機関業務実施要領)

平成30年2月1日

経済産業省

産業保安グループ

製品安全課

本ガイドの使用上の注意

本ガイドは、電気用品安全法（以下「電安法」という。）第9条第1項で規定される経済産業大臣の登録を受けた者（以下「登録検査機関」という。）が行うべき業務を中心に、法律で規定された業務を分かりやすく解説しています。

このため、法律等での規定事項をわかりやすさの観点から言い換えており、必ずしも正確ではない場合があります。厳密な解釈が必要な場合は、法律等を参照ください。

また、解説は、ひとつの事例を示したものであり、法令に照らして十分な保安水準の確保が達成できる法令的・技術的根拠を本ガイドが拘束するものではありません。

改訂履歴

版	制定改正年月日	主な改正点
1	平成 25 年 4 月 10 日	・ 新規制定
2	平成 26 年 1 月 1 日	・ 省令等の制定改正日を最新のものに更新（表 1） ・ 証明書の名称を「適合証明書」に統一（5, 6, 7, 8, 9 項） ・ 1号検査に係る記述等の見直し（8.1.2(1)項） ・ 適合同等証明書交付手順の記述等の見直し（9.3.2 項） ・ 電安法等の関連する規定一覧を追加（別添資料）
3	平成 30 年 2 月 1 日	・ 全体を通した項立ての見直し ・ 説明内容の見直し、誤記及び体裁等の修正 ・ 現地調査等に関する記述の追加（2.4 項） ・ 登録免許税、商標等に関する記述の追加（2.5, 2.6 項） ・ 国による処分、罰則に関する記述の追加（5, 6 項） ・ 関係法令等の見直し（別添資料 1） ・ 電安法等の関連する告示等を追加（別添資料 4, 5, 6）

目 次

1.	電安法における登録検査機関.....	1
2.	検査機関の登録.....	2
2.1	登録の基準等.....	2
2.1.1	欠格事項.....	2
2.1.2	登録の基準.....	2
2.2	電安法の規定により必要とされる書類.....	3
2.2.1	業務規定.....	3
2.2.2	財務諸表等の備置及び閲覧等.....	4
2.2.3	帳簿の備え.....	5
2.3	登録の申請.....	5
2.4	登録の基準を確認するための現地調査等について.....	6
2.5	料金・登録免許税について.....	6
2.6	登録検査機関としての略称及び商標.....	6
2.7	登録更新・変更届け等.....	7
2.7.1	登録の更新.....	7
2.7.2	事業所の変更.....	7
2.7.3	業務の休廃止.....	7
3.	適合性検査業務.....	8
3.1	申請の受付.....	8
3.1.1	委任状の取り扱い.....	9
3.1.2	製造工場の取り扱い.....	9
3.1.3	適合証明書の継続.....	10
3.2	適合性検査.....	10
3.2.1	試験の実施.....	10
3.2.2	申請事業者における検査設備の確認.....	11
3.2.3	基準不適合に対する改善.....	11
3.2.4	適合性検査の最終決定.....	12
3.3	適合証明書等.....	12
3.3.1	適合証明書の交付.....	12
3.3.2	適合証明書の追補.....	13
3.3.3	適合同等証明書の交付と適合証明書の写し（副本）.....	13

4.	登録検査機関の組織と運営	16
4.1	公平性	16
4.2	サーベイランス	16
4.3	苦情及び異議申し立て	16
5.	登録検査機関に対する処分	17
5.1	国内登録検査機関の場合	17
5.1.1	報告徴収	17
5.1.2	立入検査	17
5.1.3	適合命令	17
5.1.4	改善命令	17
5.1.5	業務停止命令および登録の取消し	17
5.2	外国登録検査機関の場合	17
5.2.1	報告徴収	17
5.2.2	検査	18
5.2.3	適合請求	18
5.2.4	改善請求	18
5.2.5	登録の取消し	18
6.	罰則	19
7.	各種様式	20
7.1	電気用品安全法施行規則に基づく様式	20
7.2	登録の際に必要な様式例	24
7.3	適合証明書等の様式例	26
別添資料1	登録検査機関の業務実施等に係る関係法令等	31
別添資料2	登録検査機関に対する電安法及び施行規則	32
別添資料3	施行規則 別表第四 検査設備	44
別添資料4	電気用品安全法施行規則第二十五条第三項第十号に規定する国際約束等	46
別添資料5	電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準	47
別添資料6	検査機関の登録に係る登録免許税の納付期限及び当該納付に係る領収書をはり付ける書類	49
(参考)	検査検定、資格認定等に係る利用者の負担軽減に関する調査結果に基づく勧告	50

1. 電安法における登録検査機関

電安法の規定により、製造・輸入事業者は、特定電気用品、特定電気用品以外の電気用品にかかわらず、技術基準適合確認及び検査を行い、個々の電気用品の安全性を担保する義務を有している。（法第8条）

特に、危険又は障害の発生するおそれが多い特定電気用品については、製造・輸入事業者による技術基準適合確認及び検査に加えて、ダブルチェックの観点から、国によって登録された第三者検査機関（以下「検査機関」という。）による適合性検査の実施が求められている。（法第9条）

検査機関が登録される際の主な条件として、ISO/IEC が定めた製品認証機関に関する国際的な基準への適合が求められている（法第31条1項1号）。ここで、国際的な基準とは ISO/IEC 17065 を指し、検査機関に対する登録審査時にこの基準への適合を確認することになる。ただし、電安法は日本の法律であることから、国際的な基準を直接引用することはないで、国際一致規格である JIS Q 17065 を引用している。

平成 25 年 3 月 31 日までは、ISO/IEC Guide 65（JIS Q 0065）を登録の基準としていたが、ISO/IEC 17065 は、ISO/IEC Guide 65 に比べ、①認証機関の公平性の確保、②認証プロセスに関わる要員の力量管理、③プロセスアプローチ（プロセス要求事項を含む）などの点で、要求事項がより具体的になり、一部は要求内容が拡大しているため、品質システム構築においては留意する必要がある。

なお、ISO/IEC 17065 への適合は、登録検査機関への要求事項のひとつに過ぎず、電安法で規定されている要求事項は他にもあり、それらの規定が守られていない場合は、登録の停止・取り消しや、罰則が適用されうることに留意されたい。

2. 検査機関の登録

国は、登録の申請を受け、書類調査及び現地調査を行い、その結果、登録の基準等を満たすことを確認できた場合は、申請のあった検査機関を登録し、その旨公示する。

2.1 登録の基準等

2.1.1 欠格事項

次のいずれかに該当する場合は、登録を受けることができない。(法第30条)

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">一 この法律又はこの法律に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から2年を経過しない者二 第41条又は第42条の4第1項の規定により登録を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの |
|---|

2.1.2 登録の基準

登録検査機関は、次の登録基準を常に満たすよう維持しなければならない。(法第31条第1項)

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">一 国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行う機関に関する基準に適合するものであること。二 登録申請者が、第9条第1項の規定により適合性検査を受けなければならないこととされる特定電気用品を製造し、又は輸入する届出事業者（以下この号及び第37条第2項において「受検事業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。<ul style="list-style-type: none">イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、受検事業者がその親法人（会社法（平成17年法律第86号）第879条第1項に規定する親法人をいう。）であること。ロ 登録申請者の役員（持分会社（会社法第575条第1項に規定する持分会社をいう。）にあつては、業務を執行する社員）に占める受検事業者の役員又は職員（過去2年間に当該受検事業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が2分の1を超えていること。ハ 登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が、受検事業者の役員又は職員（過去2年間に当該受検事業者の役員又は職員であつた者を含む。）であること。 |
|---|

第一号の維持に関して、登録検査機関は、登録の際に確認を受けた適合性検査を行うための仕組みを構成する文書（業務規定、品質マニュアル及び関係する品質文書など）を最新のものに維持、管理する仕組みを構築し、これに基づき維持しなければならない。

第二号の維持に関して、第三者機関として受検事業者からの独立性を要求しているものであり、役員交代において必ずイ、ロ、ハのそれぞれの規定内容を満たすことを確認する仕組みを構築し、これに基づき確認しなければならない。

2.2 電安法の規定により必要とされる書類

登録にあたっては、欠格事項に該当しないこと、登録の基準を満たすことに加え、法に定められた次のような書類や帳簿などを整備し維持する必要がある。

- ① 業務規定（法第35条、施行規則第25条）
- ② 財務諸表の備置及び閲覧（法第37条、施行規則第26条の2）
- ③ 帳簿の記載（法第42条、施行規則第27条、第28条）

2.2.1 業務規定

業務規定は、適合性検査の実施方法や料金の算定方法など、登録検査機関業務の内容等を規定した文書であり、業務開始日（業務規定変更の場合は、その施行日）の2週間前までに届け出なければならない。（法第35条、施行規則第25条、様式13）

なお、業務規定の作成にあたって、以下の内容について注意しなければならない。

- ① 電安法に基づく適合性検査に加え、他の業務を行っている場合などであっても、業務規定は品質マニュアル及びその他の品質文書の上位文書として位置付けて個別に作成しなければならない。
- ② 内容は、5W1Hを具体的に記述すべきであり、また、詳細な実施手順については、誰の責任で何をやるのかを明示すること。なお、内部で共通して使用されている品質マニュアル等の内部文書を引用してもよい。
- ③ 国内法に基づく届出文書であることから、日本語で作成しなければならない。なお、引用する内部文書については、外国語でも差し支えないが、現地調査や立入検査等にあたっては、速やかに日本語で説明できる体制を講じておく必要がある。
- ④ 記載すべき事項は、次の11項目であり、特段の理由がある場合を除き、この記載順に則って作成することが望ましい。

- 一 適合性検査の業務を行う時間及び休日に関する事項
- 二 適合性検査の業務を行う場所に関する事項
- 三 検査員の配置に関する事項
- 四 適合性検査に係る料金の算定に関する事項
- 五 適合性検査に関する証明書の交付に関する事項
- 六 検査員の選任及び解任に関する事項
- 七 適合性検査の申請書の保存に関する事項
- 八 適合性検査の方法に関する事項
- 九 他の事業者へ適合性検査の一部又は全部を委託する場合は、当該事業者の名称及び所在地並びに委託する適合性検査の内容

十 経済産業大臣が告示で定める国際約束等に基づき他の事業者の検査結果を活用する場合は、当該国際約束等の名称

十一 前各号に掲げるもののほか、適合性検査の業務に関し必要な事項

このうち、特に記載において留意する点は以下のとおり。

- 二号の適合性検査の業務を行う場所とは、適合性検査に関する業務を行う事業所などをいう。
- 三号の検査員の配置については、申請の受付から証明書の交付までの一連の関係者を含む適合性検査員の配置を記載すること。なお、個人名を業務規定本体に記載する場合は、人事異動に伴い、業務規定変更届出が必要となる。
- 九号の他の事業者への委託が無い場合は、「委託しない」旨を記載のこと。
- 十号は Scheme of the IECEE for Mutual Recognition of Test Certificates for Electrical Equipment (CB スキーム) を指す。業務規定に記載する際は、平成13年経済産業省告示第727号に基づき、正式名称を記載する必要がある。なお、CB 証明書を活用した場合であっても、適合性検査の最終責任は登録検査機関にある。このため、CB 証明書に記載された内容及び国家間の差異をレビューし、必要な場合は、追加試験を実施するなど、CB 証明書の検証を適切に行うことが必要であることから、その旨の記載が必要である。
- 十一号の「適合性検査の業務に関し必要な事項」については、登録検査機関が電安法及び関係する法令要求に基づいて適切に業務を行う上で必要となる事項を記述しなければならない。これには、以下の内容が含まれている。
 - ✓ 法第31条第1項第1号で引用される基準に従って、適合性検査業務を運営するために必要な事項
 - ✓ 法第8条に関わる依頼試験業務を行っている場合には、当該業務が適合性検査業務の客観性又は公平性に影響を及ぼさない運営管理方法に関する事項
 - ✓ 適合性検査の合格条件、不適合に対する取り扱いに関する事項

2.2.2 財務諸表等の備置及び閲覧等

登録検査機関は、財務諸表等（財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書）を事務所に5年間備え置くとともに、受検事業者その他利害関係人からの請求があったときは、業務時間内であればいつでも公開しなければならない。（法第37条、施行規則第26条の2）

また、受検事業者等から、財務諸表等を閲覧ではなく書面で請求されるとき、登録検査機関に書面発行に費用が発生することから、登録検査機関がその費用を定め、受検事業者等はその費用を支払わなければならない。（法第37条第2項）

2.2.3 帳簿の備え

登録検査機関は、適合性検査申請の受付け及び試験の結果などについて、法令要求に従い帳簿を備え、検査結果を記録しなければならない。(法第42条第1項、施行規則第27条)

- | |
|---|
| 一 適合性検査を申請した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 |
| 二 適合性検査の申請を受けた年月日 |
| 三 適合性検査の申請に係る品目及び当該品目に係る法第3条第二号の経済産業省令で定める型式の区分 |
| 四 適合性検査を行つた特定電気用品の品名並びに構造、材質及び性能の概要 |
| 五 適合性検査を行つた年月日 ¹ |
| 六 適合性検査を実施した検査員の氏名 |
| 七 適合性検査の概要及び結果 |

電磁的な方法で記録を行う場合は、必要に応じて他の端末からでも表示できるように保存されていなければならない。また、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。(施行規則第28条、平成17年経済産業省・環境省告示第2号)

2.3 登録の申請

登録検査機関になろうとする者は、特定電気用品の区分毎に登録申請を行う(法第29条第1項)。

なお、登録検査機関は、適合性検査を行うことを求められたときは、遅滞なく適合性検査を行わなければならない(法第33条第1項、法第42条の3)ため、登録した特定電気用品の区分に属する特定電気用品すべてに対して適合性検査を行えるようにしなければならないことに留意が必要である。

登録の申請を行う際には、書類審査や現地調査、是正措置、官報掲載の手続き、業務規定の届出などの手続きに約6か月程度要することを踏まえ準備を進める必要がある。

登録申請書には次の書類を添付することになる。(施行規則第20条)

- | |
|-----------------------------------|
| ① 登記事項証明書又はこれに準ずるもの |
| ② 申請者が法第30条各号の規定に該当しないことを説明した書面 |
| ③ 申請者が法第31条第1項各号の規定に適合することを説明した書類 |

- ②の書面については、宣誓書を作成すること。
- ③の書類としては、宣誓書の作成に加え、業務規定、品質マニュアル及び関係する品質文書などを添付すること。

なお、外国登録検査機関になろうとする者は、法に基づく制度を理解し、国内に流通する

¹ CB 証明書を活用する場合は、原則、CB 証明書を受け入れた日が適合性検査を行つた年月日とする。

電気用品の適合性検査を行う必要があることから、適切な日本語能力が必要とされる。現地調査などについても、日本語で行うため通訳などの人員の確保が必要となる。

2.4 登録の基準を確認するための現地調査等について

登録検査機関になろうとする者が登録の基準に適合していることを確認するための現地調査等は、業務規定に記載した適合性検査を行うすべての事業所の所在地において行うほか、必要に応じて、業務の一部を委託する他事業所の所在地で行う評価活動の確認を行う場合がある。

現地調査等では、「文書等書類の審査」、「申請者の事業所、試験区域等への立ち入り」、「記録の閲覧」、「適合性検査員との接見等を通じた要員の能力の確認」、「検査に必要な設備の保有、管理状況の確認」及び「適合性検査の観察（実地試験の観察を含む。）」が必要となるため、適合性検査業務の実施体制に応じて主要な活動現場に経済産業省又は独立行政法人製品評価技術基盤機構の職員の立ち入り又は立ち合いによる確認を受ける必要がある。

2.5 料金・登録免許税について

登録に係る旅費等の費用は、国から検査機関に対して請求されない。

ただし、登録免許税法に基づき登録に対して、次のとおり税が課され、登録日から2週間以内に納付しなければならない。

- ① 検査機関が新規に登録をする場合：9万円
- ② 登録検査機関が登録の区分を追加して登録の更新をする場合：1万5千円
- ③ 登録の更新をする場合（上記を除く）：税は課されない

なお、外国登録検査機関は、登録の期間中に事業所等に移転するなど現地を確認する必要があると認められる場合などで、経済産業省又は独立行政法人製品評価技術基盤機構の職員が事業所等への現地調査を行ったとき、その現地調査に係る事業所等への所在地に出張するのに要する旅費を負担することとなっている。（法第42条の4、施行令第2条の3、施行規則第31条）

2.6 登録検査機関としての略称及び商標

電気用品の技術基準適合への義務を果たした事業者はその証として、当該電気用品にPSEマーク及び事業者の名称を表示することができる。さらに、特定電気用品の場合は、併せて、証明書を交付した登録検査機関の名称等を表示することとされている。（法第10条）

電気用品によっては表示のスペースに限りがある場合などにおいて、登録検査機関の名称についても、略称や商標を用いることができる。（施行規則第17条第2項）

なお、略称及び商標の使用については、事前に申請や届出が必要となる。（施行規則第17

条第3項)

2.7 登録更新・変更届け等

登録された後に必要とされる手続き等については、次のとおり。

2.7.1 登録の更新

登録の有効期間は、3年間と規定されている。(施行令第2条の2)

登録の更新の手続きについては、「2.3 登録の申請」と同じ手続きとなる。更新の申請についても有効期限の6か月前を目処に行うこと。

2.7.2 事業所の変更

登録を受けた者の住所及び適合性検査を行う事業所の所在地を変更²しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、施行規則様式第12による届出書を経済産業大臣に届け出なければならない。³(法第34条)

適合性検査を行う事業所とは、主体的に適合性検査に関する業務を行う事業所や試験所をいう。

2.7.3 業務の休廃止

適合性検査業務の休廃止を行う場合には、施行規則様式第14の届出書によってあらかじめ経済産業大臣に届け出なければならない。(法第36条)

休廃止を行ったときは、登録検査機関としての権能を失う。このため、休廃止を行った電気用品の区分に対する副本の交付や適合証明書の再交付等の登録検査機関としての業務を行うことはできなくなることを踏まえ、届出を行う時期を考慮しなければならない。

なお、休廃止の届出をもって、法第33条第1項による適合性検査を実施しない正当な理由とすることができる。

² 事業所の所在地の変更は、行政区画の整理統合やビルの名称変更などによって住所表記のみが変更される移転の伴わない場合も含まれる。

³ 官報公示手続きに最短で3週間以上を要することを踏まえ、事業所の変更日に官報へ公示したい場合は余裕を持って届け出る必要がある。

3. 適合性検査業務

登録検査機関は、法第33条に基づき、公正にかつ経済産業省令で定める方法により適合性検査を行わなければならない。

法第9条第1項では、次の2つの検査方法を規定している。

- ① 法第9条第1項第1号に規定される適合性検査とは、「当該特定電気用品そのもの」を検査することにより行う。(1号検査)
- ② 法第9条第1項第2号に規定される適合性検査とは、登録検査機関は、事業者から提出されたサンプルについて、法第8条第1項に規定する技術基準への適合性及び、届出事業者の工場又は事業場における検査設備の保有状況と管理の適切性について評価を行い、適合証明書を交付するものとする。(2号検査)

2号検査を選択する場合は、同一の型式に属するものであれば、政令で定める期間内であれば適合性検査を免除される。このため、届出事業者による法第8条の技術基準適合義務等が適切に行われるかどうかの能力を評価する必要があることから、届出事業者が特定電気用品の検査を行う能力があるかを確認するものである。

なお、適合性検査は、当該特定電気用品の販売を行う前までに完了しなければならない。以下、適合性検査業務の申請受付から証明書発行にいたるまでの注意点について述べる。

3.1 申請の受付

法第9条による適合性検査の申請は、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく適合性検査を行わなければならない。(法第33条第1項)

「表 登録検査機関への申請に必要なもの」に示された事項が記された各登録検査機関で定める適合性検査申請書、必要な書類及び機材一式が具備されていることを確認し、さらに以下の事項について申請の受付が完了するまでに申請者の同意を得る必要がある。

- ① 申請者が適合性検査を実施するために必要な登録検査機関の要求事項を遵守し、特定電気用品の評価に必要なすべての情報を提供すること。
- ② 適合証明書は、記載された型式の区分の範囲についてのみ有効であり、有効な適合証明書がない製品には、登録検査機関の名称、商標及びPSEマーク等を記載してはならない。

登録検査機関は、申請者に対して必要事項をすべて記入し、権限をもった申請者代表⁴が署名した正式な申請書を提出するよう要求しなければならない。

⁴ 権限をもった申請者代表とは、必ずしも当該申請法人の代表者である必要はなく、法人の中で当該申請について権限を与えられたものであれば良い。

表 登録検査機関への申請に必要なもの

1. 申請書
 - (1) 申請者の氏名又は名称及び住所
申請者が法人の場合、法人名及びその代表者の氏名も必要。
 - (2) 特定電気用品の品名
施行規則別表第二に記載の品名。
 - (3) 型式の区分
施行規則別表第二の「型式の区分」を省略せずに記述されたもの。
 - (4) 構造、材質及び性能の概要
「型式の区分」の要素、区分が判断できる内容が記述されていること。
 - (5) 技術基準
サンプルについて法第8条第1項に基づき適用した基準と同一であること。
 - (6) 特定電気用品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地
 - (7) 申請年月日
申請受理日は、申請に必要なすべてのものが提出されたことが確認された日とする。
2. 検査設備リスト
施行規則別表第四に規定された検査設備のリスト及びその関連資料。
3. サンプルに関するもの
 - (1) サンプル
サンプルには、該当する場合その部品等を含み、試験を実施する上で必要な数がそろっていること。
 - (2) 回路図
 - (3) 重要部品リスト（安全性確保に影響すると考えられる部品・材料）
 - (4) 取扱説明書（製品販売時に添付するもの、日本語版）
 - (5) 完成品・使用部品等の仕様書、構造図、配線図、基板のパターン図等
 - (6) 使用部品・材料の証明書（該当するものがある場合）
 - (7) 特殊操作・扱い等ある場合、それを記した文書
 - (8) 定格表示ラベル（製品への直接印刷・刻印等ラベル以外の場合、そのデザイン図）
4. 委任状
申請者が、他者に申請に関わる権限を委任する場合に限る。委任状には、委任権限の範囲・その期間、担当者連絡先等必要な事項を記し、申請者の署名あるいは捺印が必要

3.1.1 委任状の取り扱い

申請者が委任状を発行することによって、権限委任された者が申請に関する手続きを行っている場合、登録検査機関は、委任状が当該申請に対して有効であることを確認する。

3.1.2 製造工場の取り扱い

製造工場とは、電気用品を最終的な製品として完成する事業場をいい、単に製品の検査のみを行う場所は含まれない。

3.1.3 適合証明書の継続

届出事業者が、既に交付された適合証明書の有効期間と連続するように新たな適合証明書の交付を受けようとする場合には、既に保有している適合証明書の有効期間内に新しい適合性検査の申請を行うことになる。

この場合、登録検査機関が、あまりにも早く申請を受領して事業者の能力確認を早い時期に行ってしまうと、結果として施行令で定めている有効期間を延ばしてしまうことになりえる。

このため、既に交付した適合証明書の有効期間に連続するように交付日を調整して適合証明書を交付する場合には、直近の適合証明書の有効期間満了の6か月前から申請を受付けることができる。

なお、同一の型式の区分において複数の適合証明書を保有することは妨げられないため、有効期間が連続しないでもよい場合には上記による必要はない。

3.2 適合性検査

3.2.1 試験の実施

適合性検査のうち、試験を行う部門は、ISO/IEC 17065 が引用する ISO/IEC 17025 の要求事項を適切に満たさなければならない。

試験実施部署は、申請者からの申込内容を確認した上で、施行規則第14条により適切な技術基準を採用し、これを適用して、当該特定電気用品の試験（適合性の表明を含む）を実施すること。

なお、試験業務の一部を次のとおり委託先機関に行わせる場合も同様に取り扱う。

(1) 委託先機関での試験及び検査

登録検査機関は適合性検査における試験及び検査（後述 3.2.2 参照）の業務について、その一部を他機関（以下「委託先機関」という。）に委託することができる。

委託先機関については、その名称、所在地及び委託する適合性検査の内容を業務規定に記載して届出ることが求められているが、証明書交付業務（検査報告書の承認含む）は委託せず、登録検査機関が自ら行わなければならない。

委託先については以下の能力を満たしていることを登録検査機関が確認し、責任の範囲を明確にした請負契約等を締結すること。

- ① 委託先機関は、法人格を有していること。
- ② 委託先機関は、委託する適合性検査の内容について客観的、公平に実施する能力を有していること。
- ③ 登録検査機関は、委託先機関に対して定期的な監査を実施し、その記録を保存していること。

なお、適合性検査を外部委託で行う場合は、ISO/IEC 17065 の求めるところにより、事前に申請者の同意を得る必要がある。

(2) 外部設備を利用した試験

適合性検査の一部試験について、登録検査機関が外部の試験設備を借り受けて試験を実施することができる。この場合、当該試験設備が登録検査機関の規定する試験環境を満足する必要がある。

(3) 外部データの活用

外部データを登録検査機関が活用する場合には、当該データが電安法の技術基準に照らして技術的に適切であり、かつ、当該外部データを作成した試験所等が ISO/IEC 17025 に基づいて運営がなされていることを確認した上で活用することができる。

また、CB 証明書を活用する場合、業務規定に従って、試験データ及び国家間の差異をレビューし、必要な場合は、追加試験を実施するなど、CB 証明書への検証を適切に行うことが求められる。

3.2.2 申請事業者における検査設備の確認

適合性検査のうち、検査設備の確認を行う部門は、届出事業者の工場又は事業所における検査設備の保有状況と管理の適切性について評価を行う。検査業務の一部を委託先機関に行わせる場合も同様に扱う。

- ① 設備確認実施部署は、申請者からの申込内容を確認した上で、施行規則第 14 条及び施行規則第 15 条により、当該工場の検査設備の確認を実施する。
- ② 適合証明書（又は適合同等証明書）を交付した工場であって下記の全ての条件を満たす場合は、書面のみにより検査設備を確認することができる。
 - 当該工場の検査設備の確認を実施した適合証明書（又は適合同等証明書）の有効期間が6か月以上残っていること。
 - 当該特定電気用品が当該適合証明書（又は適合同等証明書）の電気用品の区分に含まれること。
 - 当該適合証明書（又は適合同等証明書）の交付から、当該工場の検査設備に変更が無いこと。

3.2.3 基準不適合に対する改善

登録検査機関は適合性検査において不適合箇所を確認した場合は、速やかに申請者に不適合の内容を連絡し、期間を定めて是正を求めなければならない。この場合、適合証明書を得る上での障害となる事項について、事業者への助言を行ってはならない。

なお、不適合を確認した場合の取り扱い及び判断基準等を業務規定で具体的に記載することが必要である。

3.2.4 適合性検査の最終決定

登録検査機関は、委員会を設けるか、適合性検査の結果のレビューを行う能力のある要員を指名して、その者又は委員会に適合性検査の試験及び工場調査その他、適合性検査の最終決定に必要な要件を満たしているかについてレビューをさせる。

登録検査機関は、適合性検査の最終決定のために必要な情報を取り纏めて、評価結果及びレビュー結果を含む報告書を作成する。

これら評価に必要となる手順については、品質システムの中で文書化し、中立・公正に評価を行うこと。

レビューを実施する委員会の委員及び要員は、当該電気用品の試験又は検査に関する知見を持つものから選任するが、以下のいずれかに該当するものは選任してはいけない。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 当該電気用品に関する受検事業者、その他利害関係のある事業者としての活動を過去2年以内に行った者② 評価する電気用品そのものについて適合性検査の試験又は工場調査に携わった者③ 評価する電気用品そのものについて適合性検査業務以外の業務に携わった者 |
|---|

適合性検査の最終決定は、報告書など評価プロセスで収集した情報および他の関連情報に基づいて、当該登録検査機関自らが行わなければならない。

3.3 適合証明書等

申請者が届出事業者のときは適合証明書、申請者が外国の製造事業者のときは適合同等証明書を発行すること。

適合証明書は紙媒体で交付し、偽造防止対策（すかしやコピーガードなど）を施していることが望ましい。電子媒体（PDF等）で交付してはならない。

なお、追補、適合同等証明書及び副本の交付についても同じ取り扱いとする。

3.3.1 適合証明書の交付

法第9条第1項第1号又は第2号の適合性検査の結果、技術基準に適合しているときは、法第9条第2項に基づき申請事業者に対し、技術基準に適合している旨を記載した証明書を交付することができる。

適合証明書には、施行規則第16条で定められた項目を網羅し、適合証明書の様式例に準じた書式を用いること。

別紙として記述する型式の区分については、施行規則別表第2による区分のままとし、該当する区分がない場合にあっても、要素の欄を削らないものとするとともに、区分の組み合わせについても言及すること。

3.3.2 適合証明書の追補

法第9条第1項第2号の適合性検査を受検した申請者から次に該当する変更の申し込みがあった場合は、既に交付した証明書に対して追補を交付する。追補の交付を行う際、確認された検査設備と異なる場合は、新たに工場調査を行う。

(1) 追補の交付を行う場合

- 証明書等に記載された申請者の名称、住所に変更があった場合（住所変更については、表記の変更及び移転した場合を含む。）
- 証明書等に記載された製造工場の名称、住所に変更があった場合（表記のみの変更であり、場所の移転を伴わない場合に限る。）

(2) 工場調査を行った上で追補の交付を行う場合

- 証明書等に記載された製造工場を移転させようとする場合。
- 証明書等に申請者と同じ法人である別の製造工場を追加しようとする場合。

(3) 新規扱いとなる場合

証明書等に記載された複数の製造工場のうちの一部を、他の届出事業者に移管した場合、移管された製造工場については新規扱いとなる。

3.3.3 適合同等証明書の交付と適合証明書の写し（副本）

法第9条には、「証明書と同等なもの」が規定されている。有効期限内にある「証明書と同等なもの」を保存することにより、法第9条第1項を省略することができる。

具体的な規定は、施行規則第13条に規定されている。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 第1号：外国の製造事業者が製造する特定電気用品を輸入する際の手続き② 第2号：国内の製造事業者が製造したものを逆輸入する場合の手続き③ 第3号：現在定められていない |
|--|

(1) 施行規則第13条第1号による適合同等証明書交付手続き等について

外国の製造事業者が製造した特定電気用品を輸入する場合の「証明書と同等なもの」に関する手続きの流れを「図1 施行規則第13条第1号による手続きの流れ」に示す。

- ① 特定電気用品を製造する外国の製造事業者は、登録検査機関に適合性検査に相当する検査の受検を申請する。
- ② 検査に合格した場合、登録検査機関から、「適合同等証明書」が交付される。
- ③ 同等証明書がカバーする特定電気用品を輸入しようとする輸入事業者は、当該工場に、「適合同等証明書の写し（副本）」の交付を求める。
- ④ 当該外国製造事業者は、登録検査機関に「適合同等証明書の写し（副本）」の交付を申請する。
- ⑤ 登録検査機関は、「適合同等証明書の写し（副本）」を発行する。
- ⑥ 外国製造事業者は、登録検査機関から交付を受けた「適合同等証明書の写し（副本）」を輸入事業者に渡す。
- ⑦ 輸入事業者は、有効期間内にある「適合同等証明書の写し（副本）」を保存することをもって、法第9条の適合性検査を省略することができる。

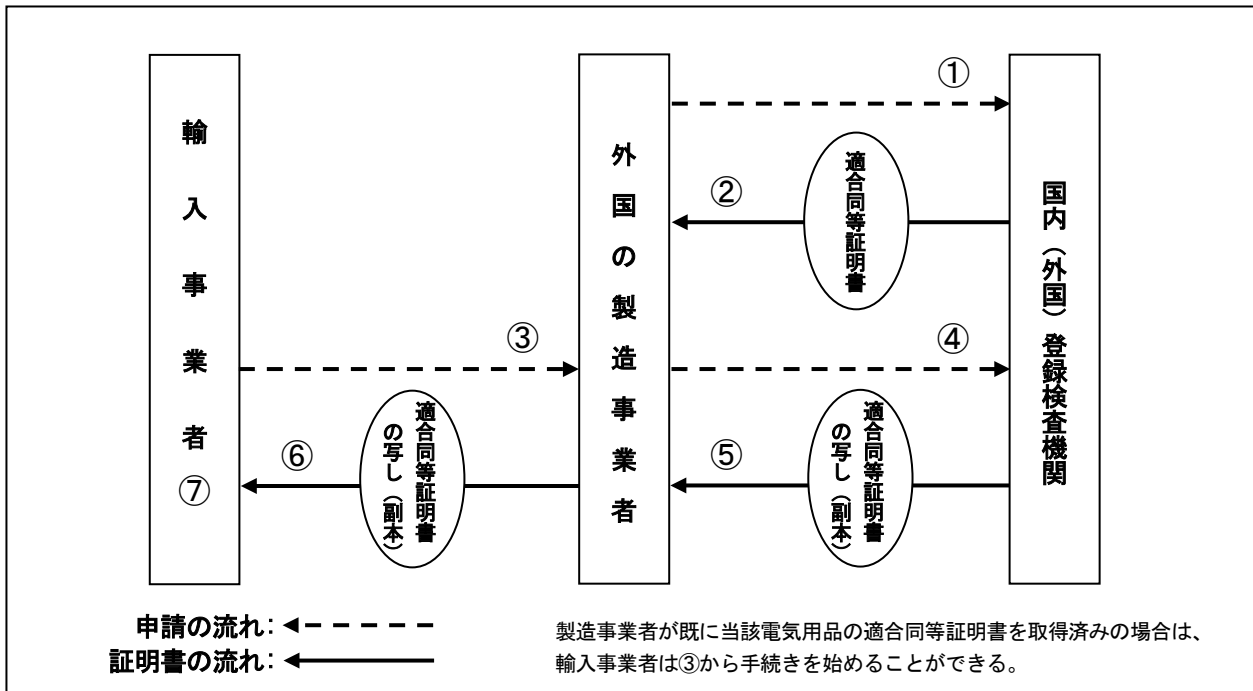


図1 施行規則第13条第1号による手続きの流れ

(2) 施行規則第13条第2号による適合証明書交付手続き等について

国内の製造事業者が製造した特定電気用品が一度輸出され、逆輸入する場合の「証明書と同等なもの」に関する手続きの流れを「図2 施行規則第13条第2号による手続きの流れ」に示す。

- ① 特定電気用品を製造する国内の製造事業者は、登録検査機関に適合性検査の受検を申請する。
- ② 検査に合格した場合、登録検査機関から、「適合証明書」が交付される。
- ③ 輸出された適合証明書がカバーする特定電気用品を逆輸入しようとする輸入事業者は、国内の製造事業者に、「適合証明書の写し（副本）」の交付を求める。
- ④ 当該国内製造事業者は、登録検査機関に「適合証明書の写し（副本）」の交付を申請する。
- ⑤ 登録検査機関は、「適合証明書の写し（副本）」を発行する。
- ⑥ 国内製造事業者は、登録検査機関から交付を受けた「適合証明書の写し（副本）」を輸入事業者に渡す。
- ⑦ 輸入事業者は、有効期間内にある「適合証明書の写し（副本）」を保存することをもって、法第9条の適合性検査を省略することができる。

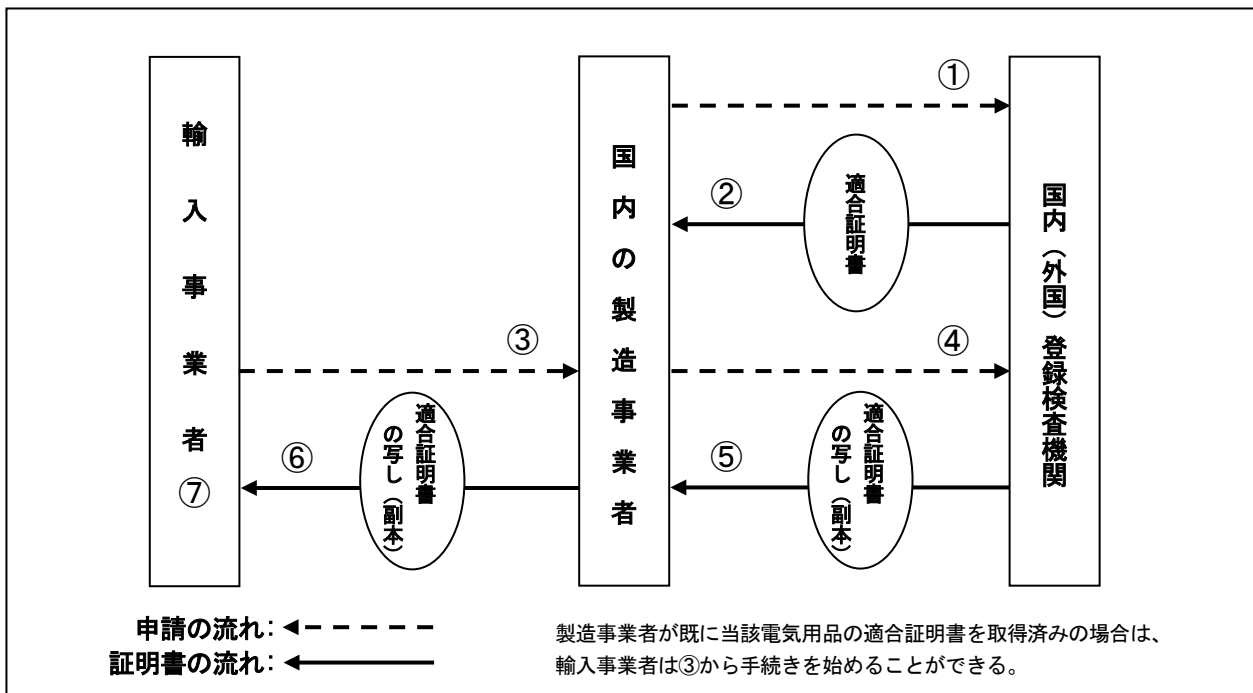


図2 施行規則第13条第2号による手続きの流れ

4. 登録検査機関の組織と運営

登録検査機関は法第35条に基づいた業務規定及びその他必要な規定(品質マニュアル等)を制定し、適合性検査を適切に行う検査実施体制を構築し、その下で運営を行わなければならない。

なお、業務規定及びその他必要な規定や実施体制は、実態に即して改定や改善を行い、法令等の要求事項を満たさなければならない。

4.1 公平性

適合性検査の公平性を確保するために、ISO/IEC 17065に基づく体制を構築しなければならない。

なお、ISO/IEC Guide 65ではコンサルティングは禁止されていたが、その定義があいまいであったため、従来その解釈・運用についてもめる場合もあったが、ISO/IEC 17065で明確となり、公平性に関する要求事項の原則には変わらないが、実現するために行うべき事項がより具体的となっている。

4.2 サーベイランス

ISO/IEC 17065は製品の認証を行う機関に関する基準であるため、市場監視のためサーベイランス等が規定されているが、電安法では要求されていないことから、登録検査機関の任意のものとする。

なお、国は、届出事業者が法的義務を適切に履行しているか確認するために法に基づく立入検査及び試買テスト等を自ら実施している。

4.3 苦情及び異議申し立て

登録検査機関は、申請者又はその他の当事者から提起された苦情及び異議申し立てに関する処理について、ISO/IEC 17065 7.13に従って、受領、評価及び決定するための文書化されたプロセスを持ち、それを解決するためにとった処置を記録し、処理経過を追跡できるようにすること、受領した苦情及び異議申し立てが責任を負う認証活動に関連するかどうかを確認し、関連があれば処理すること、正式に受領する際は申し立て者に通知すること、情報の収集と検証に責任を持つこと、解決するための決定は該当する認証活動に関与しなかった者及び利害抵触のない者(コンサルティング等の終了後2年)が行うこと、処理プロセスの結果及び終了の通知をすること(苦情の場合は可能な場合、異議申し立ての場合は必須)、解決するためにはそれ以降も全ての必要な処置をとることを確実にしなければならない。

5. 登録検査機関に対する処分

5.1 国内登録検査機関の場合

5.1.1 報告徴収

国は、法の施行に必要な限度において、国内登録検査機関に対し、その業務又は経理に関し報告をさせることができる。(法第45条第2項)

5.1.2 立入検査

国は、法の施行に必要な限度において、国内登録検査機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況又若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、又は質問することができる。(法第46条第2項)

5.1.3 適合命令

国は、国内登録検査機関が登録の基準(法第31条1項)に適合しなくなつたと認める場合、当該登録検査機関に対し、適合するために必要な措置をとることを命ずることができる。(法第40条)

5.1.4 改善命令

届出事業者から、国内登録検査機関が適合性検査を行わなかつた又は結果に異議があつて、国に申請が行われた場合(法第52条)などにおいて、国は、当該登録検査機関が適合性検査義務(法第33条)に違反していると認められる場合、当該登録検査機関に対し、適合性検査を行うべきこと又は適合性検査の方法その他の業務の方法の改善に関して必要な措置をとることを命ずることができる。(法第40条の2)

5.1.5 業務停止命令および登録の取消し

国は、国内登録検査機関が次のいずれかに該当する場合、その登録を取り消し、又は期間を定めて適合性検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。(法41条)

- ① 電安法又は電安法に基づく処分に違反し、罰金以上を科せられた場合
- ② 適合検査義務(法第33条)、事業所の変更届け出(法第34条)、業務規定の届け出(法第35条1項)、休廃止の届け出(法第36条)、財務諸表等の備置き(法第37条1項)、帳簿の記載(法第42条)の規定に違反した場合
- ③ 正当な理由なく、財務諸表等に係る利害関係人の請求(法第37条第2項)を拒んだ場合
- ④ 適合命令(法第40条)、改善命令(法第40条の2)に違反した場合
- ⑤ 不正な手段により登録(法第9条第1項)を受けた場合

5.2 外国登録検査機関の場合

外国登録検査機関に対して、国は国内登録検査機関に準じた処分をとることができる。

5.2.1 報告徴収

必要があると認めた場合、業務に関して報告を求めることができる。(法第42条の4第1

項7号)

5.2.2 検査

必要があると認めた場合、外国登録検査機関の事務所又は事業所において、業務の状況又若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、又は質問することができる。(法第42条の4第1項第8号)

5.2.3 適合請求

登録の基準(法第31条第1項)に適合しなくなると認める場合、適合するために必要な措置をとることを請求することができる。(法第42条の3第2項で準用する法第40条)

5.2.4 改善請求

適合性検査義務に違反していると認める場合、適合性検査を行うべきこと又は適合性検査の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとることを請求することができる。(法第42条の3第2項で準用する法第40条の2)

5.2.5 登録の取消し

次のいずれかに該当する場合、登録を取り消すことができる。(法第42条の4)

- ① 電安法又は電安法に基づく処分に違反し、罰金以上を科せられた場合
- ② 適合検査義務、事業所の変更届け出、業務規定の届け出、休廃止の届け出、財務諸表等の備置き、又は帳簿の記載の規定に違反した場合
- ③ 正当な理由なく、財務諸表等に係る利害関係人の請求を拒んだ場合
- ④ 適合請求、改善請求に応じなかった場合
- ⑤ 不正な手段により登録を受けた場合
- ⑥ 国が①～⑤に該当すると認め、期限を定めて適合性検査業務の全部又は一部の停止を請求した場合において、その請求に応じなかった場合
- ⑦ 国が必要であると認め、業務に関して報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされた場合
- ⑧ 国が必要であると認め、外国登録検査機関の事務所又は事業所において、業務の状況又若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、又は質問しようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又はその質問に対して、正当な理由なく陳述がされず、若しくは虚偽の陳述がされた場合
- ⑨ ⑧の立入検査費用を負担しない場合

外国登録検査機関の取消しの要件は、国内登録検査機関に比べて厳しくなっているが、後述する罰則が外国登録検査機関に適用されないため、それらに代わって効力のあるものとして規定されている。

6. 罰則

国内登録検査機関に対して、以下の内容について違反すると罰則が適用される。

- ① 業務停止命令に違反した者には、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金、又はその両方が科せられる。(法第57条)
- ② 次のいずれかに該当する者には、30万円以下の罰金が科せられる。(法第58条)
 - 業務の休廃止届出(法第36条)をせず、又は虚偽の届出をした者
 - 帳簿(法第42条)に規定事項の記載をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者
 - 報告徴収(法第45条)に応ぜず、又は虚偽の報告をした者
 - 立入検査(法第46条)を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して、正当な理由なく陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- ③ 法人等に関して、次の各項のいずれかに該当する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対しては各本条の罰金刑が科せられる。(法第59条)
 - 上記①の場合、1億円以下の罰金刑
 - 上記②の場合、各項目の罰金刑
- ④ 財務諸表等(法第37条)を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由なく財務諸表等の請求を拒んだ者には、20万円以下の過料が科せられる。(法第60条)

7. 各種様式

7.1 電気用品安全法施行規則に基づく様式

様式1 登録の申請(法29条、法32条、規20条、規23条)

様式第11(第20条、第23条関係)

登録(登録の更新)申請書

年 月 日

経済産業大臣 ○○ ○○殿

住所

氏名又は名称及び法人に

あつてはその代表者の氏名

印

電気用品安全法第29条第1項(第32条第2項において準用する第29条第1項)の規定により同法第9条第1項(第32条第1項)の登録(登録の更新)を受けたいので、次のとおり申請します。

- 1 適合性検査を行う特定電気用品の区分
- 2 事業所の名称及び所在地

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

様式2 事業所の変更届出(法34条、規24条、規30条)

様式第12(第24条、第30条関係)

事業所変更届

年 月 日

経済産業大臣 ○○ ○○殿

住所

氏名又は名称及び法人に

あつてはその代表者の氏名

電気用品安全法第34条(第42条の3第2項において準用する第34条)の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 変更しようとする事業所の名称及び所在地
- 2 変更の年月日
- 3 変更の理由

- (備考)
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 3は、新設、移転又は廃止の別及びその理由を記載すること。
 - 3 1は、変更前及び変更後を対照して記載すること。

様式3 業務規定の届出(法35条、規25条、規30条)

様式第13(第25条、第30条関係)

業務規定(変更)届出書

年 月 日

経済産業大臣 ○○ ○○殿

住所

氏名又は名称及び法人に

あつてはその代表者の氏名

電気用品安全法第35条第1項(第42条の3第2項において準用する第35条第1項)の規定により業務規定(業務規定の変更)を別添のとおり届け出ます。

1 変更の内容

2 変更の理由

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 1、2は業務規定変更の届出の場合に記載すること。

様式4 業務の休廃止届出(法36条、規26条、規30条)

様式第14(第26条、第30条関係)

業務休止(廃止)届出書

年 月 日

経済産業大臣 ○○ ○○殿

住所

氏名又は名称及び法人に

あつてはその代表者の氏名

電気用品安全法第36条(第42条の3第2項において準用する第36条)の規定により、適合性検査の業務の一部(全部)の休止(廃止)を次のとおり届け出ます。

- 1 休止(廃止)しようとする適合性検査の業務の範囲
- 2 休止(廃止)の年月日
- 3 休止の期間
- 4 休止(廃止)の理由

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

7.2 登録の際に必要な様式例

様式5 適合宣誓書（法30条）（例）

電気用品安全法施行規則第20条第2号

申請者が法30条各号の規定に該当しないことを説明した書面

適合宣誓書

年 月 日

経済産業大臣 ○○ ○○殿

申請者名 * * * * *

住所 * * * * *

代表者名 * * * * * 印

（申請者名）は、電気用品安全法（以下「法」という。）第30条に定める下記の各号の規定に該当しないことをここに宣誓します。

- 一 法又は法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 二 法第41条又は42条の4第1項の規定により登録を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない者
- 三 法人であって、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

（備考）その他、上記のことを証明できる書類を添付すること。

様式 6 適合宣誓書（法 31 条 1 項）（例）

電気用品安全法施行規則第 20 条第 2 号

申請者が法 31 条第 1 項各号の規定に適合することを説明した書面

適合宣誓書

年 月 日

経済産業大臣 ○○ ○○殿

申請者名 * * * * *

住所 * * * * *

代表者名 * * * * * 印

（申請者名）は、電気用品安全法（以下「法」という。）第 31 条第 1 項に定める下記の各号の規定に適合することをここに宣誓します。

- 一 国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行う機関に関する基準に適合するものであること。
- 二 第 9 条第 1 項の規定により適合性検査を受けなければならないこととされる特定電気用品を製造し、又は輸入する届出事業者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。
 - イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、受検事業者がその親法人（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 879 条第 1 項に規定する親法人をいう。）であること。
 - ロ 登録申請者の役員（持分会社（会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社をいう。）にあつては、業務を執行する社員）に占める受検事業者の役員又は職員（過去 2 年間に当該受検事業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が 2 分の 1 を超えていること。
 - ハ 登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が、受検事業者の役員又は職員（過去 2 年間に当該受検事業者の役員又は職員であつた者を含む。）であること。

（備考）その他、上記のことを証明できる書類を添付すること。

7.3 適合証明書等の様式例

様式7 適合証明書（製造事業者用）（例）

（製造事業者用）

適合証明書

電気用品安全法第8条第1項に規定する技術基準及び同法第9条第2項の経済産業省令で定める基準（法第9条第1項第2号に係る検査に係るものに限る）に適合していることを証明します

1. 証明書番号：
2. 交付年月日： 年 月 日
3. 有効年月日： 年 月 日
4. 申込者名
住所：
氏名又は名称：
5. 特定電気用品名：
6. 型式の区分： 別紙のとおり
7. 製造工場名：
住所：
氏名又は名称：
8. 適用試験規格：
9. 適合性検査の方法：
 - 1) 試験用の特定電気用品については、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈に定める方法
 - 2) 当該特定電気用品に係る届出事業者又は事業場における検査設備については、電気用品安全法施行規則別表第四の検査設備の欄に掲げる検査設備ごとにそれぞれ同表の技術上の基準の欄に掲げる方法
10. 注意事項
 - 1) この適合証明書は、提出された試験用の電気用品に関して評価を行った上で交付したものであり、同一の型式の区分にある電気用品について電気用品安全法第8条第1項に規定する技術基準適合確認の義務を履行したことを示すものではありません。
 - 2) この適合証明書は、別紙に記載されている型式の区分の範囲内及び区分の組み合わせについてのみ有効です。

登録検査機関名
代表者名
住所

適合証明書

電気用品安全法第 8 条第 1 項に規定する技術基準及び同法第 9 条第 2 項の経済産業省令で定める基準（法第 9 条第 1 項第 2 号に係る検査に係るものに限る）に適合していることを証明します

1. 証明書番号：
2. 交付年月日： 年 月 日
3. 有効年月日： 年 月 日
4. 申込者名
住所：
氏名又は名称：
5. 特定電気用品名：
6. 型式の区分： 別紙のとおり
7. 製造事業者名：
住所：
氏名又は名称：
8. 製造工場名：
住所：
氏名又は名称：
9. 適用試験規格：
10. 適合性検査の方法：
 - 1) 試験用の特定電気用品については、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈に定める方法
 - 2) 当該特定電気用品に係る届出事業者又は事業場における検査設備については、電気用品安全法施行規則別表第四の検査設備の欄に掲げる検査設備ごとにそれぞれ同表の技術上の基準の欄に掲げる方法
11. 注意事項
 - 1) この適合証明書は、提出された試験用の電気用品に関して評価を行った上で交付したものであり、同一の型式の区分にある電気用品について電気用品安全法第 8 条第 1 項に規定する技術基準適合確認の義務を履行したことを示すものではありません。
 - 2) この適合証明書は、別紙に記載されている型式の区分の範囲内及び区分の組み合わせについてのみ有効です。

登録検査機関名
代表者名
住所

適合同等証明書

（和英）

電気用品安全法第8条第1項に規定する技術基準及び同法第9条第2項の経済産業省令で定める基準（法第9条第1項第2号に係る検査に係るものに限る）に適合していることを証明します
（和英）

1. 証明書番号：（和英）
2. 交付年月日： 年 月 日（和英）
3. 有効年月日： 年 月 日（和英）
4. 申込者名：（和英）
住所：（和英）
氏名又は名称：（和英）
5. 特定電気用品名：（和英）
6. 型式の区分： 別紙のとおり（和英）
7. 製造工場名：（和英）
住所：（和英）
氏名又は名称：（和英）
8. 適用試験規格：（和英）
9. 適合性検査の方法：
 - 1) 試験用の特定電気用品については、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈に定める方法（和英）
 - 2) 当該特定電気用品に係る届出事業者又は事業場における検査設備については、電気用品安全法施行規則別表第四の検査設備の欄に掲げる検査設備ごとにそれぞれ同表の技術上の基準の欄に掲げる方法（和英）
10. 注意事項
 - 1) この適合同等証明書は、提出された試験用の電気用品に関して評価を行った上で交付したものであり、同一の型式の区分にある電気用品について電気用品安全法第8条第1項に規定する技術基準適合確認の義務を履行したことを示すものではありません。（和英）
 - 2) この適合同等証明書は、別紙に記載されている型式の区分の範囲内及び区分の組み合わせについてのみ有効です。（和英）

登録検査機関名（和英）

代表者名（和英）

住所（和英）

適合証明書

（副本）

この適合証明書の写は、 年 月 日付で交付された正本（証明書番号： ）と相違ないことを証明します

1. 副本番号：

2. 交付年月日： 年 月 日

3. 申込者名：

住所：

氏名又は名称：

4. 総ページ数：

（交付済みの適合証明書の写を添付）

登録検査機関名

代表者名

住所

適合同等証明書

（副本）

（和英）

この適合同等証明書の写は、 年 月 日付で交付された正本（証明書番号： ）と相違ないことを証明します（和英）

1. 証明書番号：（和英）

2. 交付年月日： 年 月 日（和英）

3. 申込者名：（和英）

住所：（和英）

氏名又は名称：（和英）

4. 総ページ数：（和英）

（交付済みの適合同等証明書の写を添付）

登録検査機関名（和英）

代表者名（和英）

住所（和英）

別添資料 1 登録検査機関の業務実施等に係る関係法令等

平成 30 年 2 月 1 日現在

	文書名	文書番号	発行・改正年月日 (最新交付年月日)	文書 種別
1	電気用品安全法	昭和 36 年法律第 234 号	昭和 36 年 11 月 16 日 (平成 26 年 6 月 18 日)	法令
2	電気用品安全法施行令	昭和 37 年政令第 324 号	昭和 37 年 8 月 14 日 (平成 24 年 3 月 30 日)	法令
3	電気用品安全法施行規則	昭和 37 年通商産業省令第 84 号	昭和 37 年 8 月 14 日 (平成 28 年 3 月 29 日)	法令
4	電気用品の技術上の基準を定める省令	平成 25 年経済産業省令第 34 号	平成 25 年 7 月 1 日	法令
5	登録免許税法	昭和 42 年法律第 35 号	昭和 42 年 6 月 12 日 (平成 29 年 6 月 23 日)	法令
6	民間事業者等が行う書面の保存等における 情報通信の技術の利用に関する法律	平成 16 年法律第 149 号	平成 16 年 12 月 1 日 (平成 27 年 9 月 9 日)	法令
7	電気用品の範囲等の解釈について	平成 24・03・21 商局第 1 号	平成 24 年 4 月 2 日 (平成 27 年 1 月 22 日)	通達
8	電気用品の技術上の基準を定める省令の 解釈について	20130605 商局第 3 号	平成 25 年 7 月 1 日 (平成 29 年 12 月 1 日)	通達
9	電気用品安全法施行規則第 25 条第 3 項第 十号に規定する国際約束等	平成 13 年経済産業省告示 第 727 号	平成 13 年 12 月 21 日	告示
10	電磁的方法による保存等をする場合に確保 するよう努めなければならない基準	平成 17 年経済産業・環境 省告示第 2 号	平成 17 年 3 月 29 日 (平成 29 年 3 月 28 日)	告示
11	検査機関の登録に係る登録免許税の納付 期限及び当該納付に係る領収書をはり付 ける書類	平成 17 年経済産業省告示 第 103 号	平成 17 年 4 月 1 日	告示
12	適合性評価－製品、プロセス及びサービ スの認証を行う機関に対する要求事項	ISO/IEC 17065:2012 (JIS Q 17065:2012)	2012 年 9 月 10 日 (2012 年 12 月 20 日)	JIS
13	試験所及び校正機関の能力に関する一般 要求事項	ISO/IEC 17025:2005 (JIS Q 17025:2005)	2005 年 5 月 12 日 (2005 年 12 月 20 日)	JIS
14	検査検定、資格認定等に係る利用者の負 担軽減に関する調査結果に基づく勧告 (総務省)		平成 23 年 10 月 14 日	勧告

別添資料 2 登録検査機関に対する電安法及び施行規則

H30.2.1

電気用品安全法	電気用品安全法施行規則
<p>第三章 電気用品の適合性検査等</p> <p>(特定電気用品の適合性検査)</p> <p>第九条 届出事業者は、その製造又は輸入に係る前条第一項の電気用品（同項ただし書の規定の適用を受けて製造され、又は輸入されるものを除く。）が特定電気用品である場合には、当該特定電気用品を販売する時までに、次の各号のいずれかに掲げるものについて、経済産業大臣の登録を受けた者の次項の規定による検査（以下「適合性検査」という。）を受け、かつ、同項の証明書の交付を受け、これを保存しなければならない。ただし、当該特定電気用品と同一の型式に属する特定電気用品について既に第二号に係る同項の証明書の交付を受けこれを保存している場合において当該証明書の交付を受けた日から起算して特定電気用品ごとに政令で定める期間を経過していないとき又は同項の証明書と同等なものとして経済産業省令で定めるものを保存している場合は、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 当該特定電気用品 二 試験用の特定電気用品及び当該特定電気用品に係る届出事業者の工場又は事業場における検査設備その他経済産業省令で定めるもの <p>2 前項の登録を受けた者は、同項各号に掲げるものについて経済産業省令で定める方法により検査を行い、これらが技術基準又は経済産業省令で定める同項第二号の検査設備その他経済産業省令で定めるものに関する基準に適合しているときは、経済産業省令で定めるところにより、その旨を記載した証明書を当該届出事業者に交付することができる。</p>	<p>第三章 電気用品の適合性検査等</p> <p>(証明書と同等なもの)</p> <p>第十三条 法第九条第一項に規定する同条第二項の証明書と同等なものとして経済産業省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 届出事業者が輸入しようとする特定電気用品の型式について、当該特定電気用品を製造する外国の製造事業者が国内登録検査機関又は外国登録検査機関（以下「検査機関」と総称する。）から交付を受けた次条に掲げる方法による検査により法第八条第一項に規定する技術基準及び第十五条に定める基準に適合している旨の書面を有しているときは、当該製造事業者が当該書面の交付を受けた日から起算して特定電気用品ごとに法第九条第一項の政令で定める期間を経過する日までの間は、その書面を交付した検査機関が当該製造事業者の求めに応じ発行する当該書面の写し 二 届出事業者が輸入しようとする特定電気用品の型式について、当該特定電気用品を製造する事業者（届出事業者に限る。以下この号において「届出製造事業者」という。）が検査機関から交付を受けた法第九条第二項の証明書を有しているときは、当該届出製造事業者が当該証明書の交付を受けた日から起算して特定電気用品ごとに法第九条第一項の政令で定める期間を経過する日までの間は、その証明書を交付した検査機関が当該届出製造事業者の求めに応じ発行する当該証明書の写し 三 前二号に掲げるもののほか、経済産業大臣が同等なものの特認認めるもの <p>(適合性検査の方法)</p> <p>第十四条 法第九条第二項の経済産業省令で定める検査の方法は、次の各号に掲げるものごとに、それぞれ当該各号に定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 法第九条第一項第一号に掲げるもの 法第八条第一項に規定する技術基準への適合を確認するために適切と認められる方法 二 法第九条第一項第二号に掲げるもの 試験用の特定電気用品について法第八条第一項に規定す

電気用品安全法	電気用品安全法施行規則
<p>る技術基準への適合を確認するために適切と認められる方法及び当該試験用の特定電気用品に係る適合性検査に係る届出事業者の工場又は事業場における検査設備について次条で定める基準への適合を確認するために適切と認められる方法</p> <p>(法第九条第二項の経済産業省令で定める基準)</p> <p>第十五条 法第九条第二項の経済産業省令で定める基準は、別表第四の検査設備の欄に掲げる検査設備ごとにそれぞれ同表の技術上の基準の欄に掲げるとおりとする。</p> <p>(証明書の記載事項)</p> <p>第十六条 法第九条第二項の証明書の記載事項は、次の各号に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 検査機関の名称 二 申請者の氏名又は名称及び住所 三 特定電気用品の型式の区分 四 特定電気用品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（輸入事業者にあつては、当該特定電気用品の製造事業者の氏名又は名称及び住所並びに当該電気用品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地） 五 検査の方法 六 法第八条第一項に規定する技術基準及び法第九条第二項の経済産業省令で定める基準（法第九条第一項第二号に係る検査に係るものに限る。）に適合している旨 七 証明書の交付年月日 	<p>る技術基準への適合を確認するために適切と認められる方法及び当該試験用の特定電気用品に係る適合性検査に係る届出事業者の工場又は事業場における検査設備について次条で定める基準への適合を確認するために適切と認められる方法</p> <p>(法第九条第二項の経済産業省令で定める基準)</p> <p>第十五条 法第九条第二項の経済産業省令で定める基準は、別表第四の検査設備の欄に掲げる検査設備ごとにそれぞれ同表の技術上の基準の欄に掲げるとおりとする。</p> <p>(証明書の記載事項)</p> <p>第十六条 法第九条第二項の証明書の記載事項は、次の各号に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 検査機関の名称 二 申請者の氏名又は名称及び住所 三 特定電気用品の型式の区分 四 特定電気用品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地（輸入事業者にあつては、当該特定電気用品の製造事業者の氏名又は名称及び住所並びに当該電気用品を製造する工場又は事業場の名称及び所在地） 五 検査の方法 六 法第八条第一項に規定する技術基準及び法第九条第二項の経済産業省令で定める基準（法第九条第一項第二号に係る検査に係るものに限る。）に適合している旨 七 証明書の交付年月日 <p>(表示の方式)</p> <p>第十七条 法第十条第一項の経済産業省令で定める方式は、次の各号に掲げる表示すべき事項について別表第五に規定する表示の方法によるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 令別表第一の上欄に掲げる特定電気用品にあつては、別表第六に規定する記号、届出事業者の氏名又は名称及び法第九条第二項に規定する証明書の交付を受けた検査機関の氏名又は名称 二 令別表第二に掲げる電気用品にあつては、別表第七に規定する記号及び届出事業者の氏名又は名称
<p>(表示)</p> <p>第十条 届出事業者は、その届出に係る型式の電気用品の技術基準に対する適合性について、第八条第二項（特定電気用品の場合にあつては、同項及び前条第一項）の規定による義務を履行したときは、当該電気用品に経済産業省令で定める方式による表示を付することができる。</p> <p>2 届出事業者がその届出に係る型式の電気用品について前項の規定により表示を付する場合でなければ、何人も、電気用品に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。</p>	<p>(表示)</p> <p>第十条 届出事業者は、その届出に係る型式の電気用品の技術基準に対する適合性について、第八条第二項（特定電気用品の場合にあつては、同項及び前条第一項）の規定による義務を履行したときは、当該電気用品に経済産業省令で定める方式による表示を付することができる。</p> <p>2 届出事業者がその届出に係る型式の電気用品について前項の規定により表示を付する場合でなければ、何人も、電気用品に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。</p>

電気用品安全法	電気用品安全法施行規則
<p>第五章 検査機関の登録等 第一節 検査機関の登録</p> <p>(登録)</p> <p>第二十九条 第九条第一項の登録は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業省令で定める特定電気用品の区分（以下単に「特定電気用品の区分」という。）ごとに、適合性検査を行おうとする者の申請により行う。</p> <p>2 経済産業大臣は、前項の規定による申請があつた場合において、必要があると認めるときは、独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）に、当該申請が第三十一条第一項各号に適合しているかどうかについて、必要な調査を行わせることができる。</p>	<p>2 前項の規定により表示すべき届出事業者又は検査機関の氏名又は名称については、その者が経済産業大臣の承認を受け、又は経済産業大臣に届け出た場合に限り、その承認を受けた略称又は届け出た登録商標（商標法（昭和三十四年法律第二十七号）第二条第五項の登録商標をいう。）を用いることができる。</p> <p>3 前項の規定により承認を受け、又は届出をしようとする届出事業者又は検査機関は、様式第九による申請書又は様式第十による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。</p> <p>第五章 検査機関の登録等 第一節 検査機関の登録</p> <p>(登録の区分)</p> <p>第十九条 法第二十九条第一項の経済産業省令で定める特定電気用品の区分は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 電線 二 ヒューズ 三 配線器具 四 電流制限器 五 小形単相変圧器及び放電灯用安定器 六 電熱器具 七 電動力応用機械器具 八 電子応用機械器具 九 交流用電気機械器具（第二号から前号までに掲げるものを除く。） 十 携帯充電機 <p>(登録の申請)</p> <p>第二十条 法第二十九条第一項の規定により登録の申請をしようとする者は、様式第十一による申請書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 登記事項証明書又はこれに準ずるもの 二 申請者が法第三十条各号の規定に該当しないことを説明した書面

電気用品安全法	電気用品安全法施行規則
<p>(欠格条項)</p> <p>第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、第九条第一項の登録を受けることができない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 この法律又はこの法律に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者 二 第四十一条又は第四十二条の四第一項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者 三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの <p>(登録の基準)</p> <p>第三十一条 経済産業大臣は、第二十九条第一項の規定により登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならぬ。この場合において、登録に関して必要な手続は、経済産業省令で定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行う機関に関する基準に適合するものであること。 二 登録申請者が、第九条第一項の規定により適合性検査を受けなければならないこととされる特定電気用品を製造し、又は輸入する届出事業者（以下この号及び第三十七条第二項において「受検事業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。 <ul style="list-style-type: none"> イ 登録申請者が株式会社である場合にあつては、受検事業者がその親法人（会社法（平成十七年法律第八十六号）第八十九条第一項に規定する親法人をいう。）であること。 ロ 登録申請者の役員（持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）にあつては、業務を執行する社員）に占める受検事業者の役員又は職員（過去二年間に当該受検事業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。 ハ 登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が、受検事業者の役員又は職員（過去二年間に当該受検事業者の役員又は職員であつた者を含む。）であること。 <p>2 第九条第一項の登録は、検査機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 登録年月日及び登録番号 二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 	<p>三 申請者が法第三十一条第一項各号の規定に適合することを説明した書類</p>

電気用品安全法	電気用品安全法施行規則
<p>三 登録を受けた者が適合性検査を行う特定電気用品の区分</p> <p>四 登録を受けた者が適合性検査を行う事業所の名称及び所在地</p>	
<p>(登録の更新)</p> <p>第三十二条 第九条第一項の登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。</p> <p>2 前三条の規定は、前項の登録の更新に準用する。</p>	<p>電気用品安全法施行令 (検査機関の登録の有効期間)</p> <p>第二条の二 法第三十二条第一項の政令で定める期間は、三年とする。</p> <p>電気用品安全法施行規則 (登録の更新の手続)</p> <p>第二十三条 法第三十二条第一項の規定により、検査機関が登録の更新を受けようとする場合は、第十九条及び第二十条の規定を準用する。</p>
<p>第二節 国内登録検査機関</p> <p>(適合性検査の義務)</p> <p>第三十三条 第九条第一項の登録を受けた者（国内にある事業所において適合性検査を行うことにつき、その登録を受けた者に限る。以下「国内登録検査機関」という。）は、適合性検査を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、適合性検査を行わなければならない。</p> <p>2 国内登録検査機関は、公正に、かつ、技術基準に適合する方法により適合性検査を行わなければならない。</p> <p>(事業所の変更)</p> <p>第三十四条 国内登録検査機関は、適合性検査を行う事業所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間までに、経済産業大臣に届け出なければならない。</p>	<p>第二節 国内登録検査機関</p> <p>(事業所の変更の届出)</p> <p>第二十四条 国内登録検査機関は、法第三十四条の規定により事業所の所在地の変更の届出をするときは、様式第十二による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。</p> <p>(業務規定)</p> <p>第二十五条 国内登録検査機関は、法第三十五条第一項の規定により業務規定の届出をするときは、適合性検査の業務を開始しようとする日の二週間までに、様式第十三による届出書に業務規定を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、法第三十五条第一項後段の規定による業務規定の変更の届出に準用する。</p> <p>3 法第三十五条第二項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 適合性検査の業務を行う時間及び休日に関する事項 二 適合性検査の業務を行う場所に関する事項
<p>(業務規定)</p> <p>第三十五条 国内登録検査機関は、適合性検査の業務に関する規定（以下「業務規定」という。）を定め、適合性検査の業務の開始前に、経済産業大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 業務規定には、適合性検査の実施方法、適合性検査に関する料金の算定方法その他の経済産業省令で定める事項を定めておかなければならない。</p>	

電気用品安全法	電気用品安全法施行規則
<p>(業務の休廃止)</p> <p>第三十六条 国内登録検査機関は、適合性検査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならぬ。</p> <p>(財務諸表等の備置き及び閲覧等)</p> <p>第三十七条 国内登録検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書（これらのものが電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第六十条第二号において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備え置かなければならない。</p> <p>2 受検事業者その他の利害関係人は、国内登録検査機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、国内登録検査機関の定めた費用を支払わなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求 二 前号の書面の謄本又は抄本の請求 	<p>三 検査員の配置に関する事項</p> <p>四 適合性検査に係る料金の算定に関する事項</p> <p>五 適合性検査に関する証明書の交付に関する事項</p> <p>六 検査員の選任及び解任に関する事項</p> <p>七 適合性検査の申請書の保存に関する事項</p> <p>八 適合性検査の方法に関する事項</p> <p>九 他の事業者へ適合性検査の一部又は全部を委託する場合は、当該事業者の名称及び所在地並びに委託する適合性検査の内容</p> <p>十 経済産業大臣が告示で定める国際約束等に基づき他の事業者の検査結果を活用する場合は、当該国際約束等の名称</p> <p>十一 前各号に掲げるもののほか、適合性検査の業務に関し必要な事項</p> <p>(業務の休廃止)</p> <p>第二十六条 国内登録検査機関は、法第三十六条の規定により適合性検査の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出をするときは、様式第十四号による届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。</p>
<p>(電磁的記録に記録された事項を表示する方法等)</p> <p>第二十六条の二 法第三十七条第二項第三号の経済産業省令で定める方法は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。</p> <p>2 法第三十七条第二項第四号の経済産業省令で定める電磁的方法は、次に掲げるものうち、国内登録検査機関が定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した 	<p>(電磁的記録に記録された事項を表示する方法等)</p> <p>第二十六条の二 法第三十七条第二項第三号の経済産業省令で定める方法は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。</p> <p>2 法第三十七条第二項第四号の経済産業省令で定める電磁的方法は、次に掲げるものうち、国内登録検査機関が定めるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した

電気用品安全法	電気用品安全法施行規則
<p>三 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を経済産業省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求</p> <p>四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて経済産業省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求</p> <p>(適合命令)</p> <p>第四十条 経済産業大臣は、国内登録検査機関が第三十一条各号のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、その国内登録検査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p>	<p>電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの</p> <p>二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法</p>
<p>(改善命令)</p> <p>第四十条の二 経済産業大臣は、国内登録検査機関が第三十三条の規定に違反していると認めるときは、当該国内登録検査機関に対し、適合性検査を行うべきこと又は適合性検査の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p>	
<p>(登録の取消し等)</p> <p>第四十一条 経済産業大臣は、国内登録検査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて適合性検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 第三十条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。 二 第三十三条、第三十四条、第三十五条第一項、第三十六条、第三十七条第一項又は次条の規定に違反したとき。 三 正当な理由がないのに第三十七条第二項各号の規定による請求を拒んだとき。 四 前二条の規定による命令に違反したとき。 五 不正の手段により第九条第一項の登録を受けたとき。 	
<p>(帳簿の記載)</p> <p>第四十二条 国内登録検査機関は、帳簿を備え、適合性検査に関し経済産業省令で定める事項を記載しなければならない。</p> <p>2 前項の帳簿は、経済産業省令で定めるところにより、保存しなければならない。</p>	<p>(帳簿)</p> <p>第二十七条 法第四十二条第一項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 適合性検査を申請した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名 二 適合性検査の申請を受けた年月日 三 適合性検査の申請に係る品目及び当該品目に係る法第三条第二号の経済産業省令で定める型式の区分

電気用品安全法	電気用品安全法施行規則
	<p>四 適合性検査を行った特定電気用品の品名並びに構造、材質及び性能の概要</p> <p>五 適合性検査を行った年月日</p> <p>六 適合性検査を実施した検査員の氏名</p> <p>七 適合性検査の概要及び結果</p> <p>2 国内登録検査機関は、前項各号に掲げる事項を帳簿に記載するときは、特定電気用品ごとに区分して、記載しなければならない。</p> <p>3 法第四十二条第二項の規定により帳簿を保存しなければならない期間は、令別表第一の上欄に掲げる特定電気用品ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。</p> <p>(電磁的方法による保存)</p> <p>第二十八条 前条第一項各号に掲げる事項が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもつて法第四十二条第二項に規定する当該事項が記録された帳簿の保存に代えることができる。</p> <p>2 前項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。</p>
<p>第三節 外国登録検査機関</p> <p>(適合性検査の義務等)</p> <p>第四十二条の三 第九条第一項の登録を受けた者（外国にある事業所において適合性検査を行うことにつき、その登録を受けた者に限る。以下「外国登録検査機関」という。）は、適合性検査を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、適合性検査を行わなければならない。</p> <p>2 第三十三条第二項、第三十四条から第三十七条まで、第四十条、第四十条の二及び第四十二条の規定は、外国登録検査機関に準用する。この場合において、第四十条及び第四十条の二中「命ずる」とあるのは、「請求する」と読み替えるものとする。</p>	<p>第三節 外国登録検査機関</p> <p>(国内登録検査機関に係る規定の準用)</p> <p>第三十条 第二十四条から第二十八条までの規定は、外国登録検査機関に準用する。この場合において、第二十四条中「法第三十四条」とあるのは「法第四十二条の三第二項において準用する法第三十四条」と、第二十五条中「法第三十五条」とあるのは「法第四十二条の三第二項において準用する法第三十五条」と、第二十六条中「法第三十六条」とあるのは「法第四十二条の三第二項において準用する法第三十六条」と、第二十七条中「法第四十二条第一項」とあるのは「法第四十二条の三第二項において準用する法第四十二条第一項」と、第二十八条中「法第四十二条第二項」とあるのは「法第四十二条の三第二項において準用する法第四十二条第二項」と読み替えるものとする。</p>

電気用品安全法	電気用品安全法施行令	電気用品安全法施行規則
<p>(登録の取消し等)</p> <p>第四十二条の四 経済産業大臣は、外国登録検査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すことができる。</p> <p>一 第三十条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。</p> <p>二 前条第一項の規定又は同条第二項において準用する第三十三条第二項、第三十四条、第三十五条第一項、第三十六条、第三十七条第一項若しくは第四十二条の規定に違反したとき。</p> <p>三 正当な理由がないのに前条第二項において準用する第三十七条第二項各号の規定による請求を拒んだとき。</p> <p>四 前条第二項において準用する第四十条又は第四十条の二の規定による請求に応じなかつたとき。</p> <p>五 不正の手段により第九条第一項の登録を受けたとき。</p> <p>六 経済産業大臣が、外国登録検査機関が前各号のいずれかに該当すると認め、期間を定めて適合性検査の業務の全部又は一部の停止を請求した場合において、その請求に応じなかつたとき。</p> <p>七 経済産業大臣が必要があると認めて外国登録検査機関に対しその業務に関し報告を求めた場合において、その報告がされず、又は虚偽の報告がされたとき。</p> <p>八 経済産業大臣が必要があると認めてその職員に外国登録検査機関の事務所又は事業所において第四十六条第二項に規定する事項についての検査をさせ、又は関係者に質問をさせようとした場合において、その検査が拒まれ、妨げられ、若しくは忌避され、又はその質問に対して、正当な理由なく陳述がされず、若しくは虚偽の陳述がされたとき。</p> <p>九 次項の規定による費用の負担をしないとき。</p> <p>2 前項第八号の検査に要する費用（政令で定めるものに限る。）は、当該検査を受ける外国登録検査機関の負担とする。</p> <p>3 経済産業大臣は、必要があると認めるときは、機構二、第一項第八号の規定による検査又は質問を行わせることができる。</p> <p>4 経済産業大臣は、前項の規定により機構に検査又は質問を行わせる場合には、機構に対し、当該検査の場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。</p>	<p>電気用品安全法施行令</p> <p>(外国登録検査機関の事務所等における検査に要する費用の負担)</p> <p>第二条の三 法第四十二条の四第二項の政令で定める費用は、同条第一項第八号の検査のため同号の職員（同条第三項の規定により独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「機構」という。）に当該検査を行わせる場合にあつては、機構の職員）がその検査に係る事務所又は事業所の所在地に出張をするのに要する旅費の額に相当するものとする。この場合において、その旅費の額の計算に關し必要な細目は、経済産業省令で定める。</p>	<p>電気用品安全法施行規則</p> <p>(旅費の額)</p> <p>第三十一条 令第二条の三の旅費の額に相当する額（以下「旅費相当額」という。）は、国家公務員等の旅費に關する法律（昭和二十五年法律第百十四号。以下「旅費法」という。）の規定の例により計算した旅費の額とする。この場合において、当該検査のためその地に出張する職員は、一般職の職員の給与等に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六條第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）による職務の級が四級である者であるものとしてその旅費の額を計算するものとする。</p> <p>(在勤官署の所在地)</p> <p>第三十二条 旅費相当額を計算する場合において、当該検査のため、その地に出張する職員の旅費法第二条第一項第六号の在勤官署の所在地は、東京都千代田区霞が関一丁目三番一号とする。</p> <p>(旅費の額の計算に係る細目)</p> <p>第三十三条 旅費法第六條第一項の支度料は、旅費相当額に算入しない。</p> <p>2 検査を実施する日数は、当該検査に係る事務所又は事業所ごとに三日として旅費相当額を計算する。</p>

電気用品安全法	電気用品安全法施行規則
<p>5 機構は、前項の指示に従って第三項に規定する検査又は質問を行つたときは、その結果を経済産業大臣に報告しなければならない。</p>	<p>3 旅費法第六条第一項の旅費は、一万円として旅費相当額を計算する。</p> <p>4 経済産業大臣が、旅費法第四十六条第一項の規定により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、旅費相当額に算入しない。</p> <p>5 機構が、旅費法第四十六条第一項の規定の例により、実費を超えることとなる部分又は必要としない部分の旅費を支給しないときは、当該部分に相当する額は、旅費相当額に算入しない。</p>
<p>第六章 雑則</p> <p>(報告の徴収)</p> <p>第四十五条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、電気用品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者又は第二十八条第二項に規定する事業を行う者に対し、その業務に関し報告をさせることができる。</p> <p>2 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、国内登録検査機関に対し、その業務又は経理の状況に関し報告をさせることができる。</p> <p>(立入検査等)</p> <p>第四十六条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、電気用品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者又は第二十八条第二項に規定する事業を行う者の事務所、工場、事業場、店舗又は倉庫に立ち入り、電気用品、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。</p> <p>2 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、国内登録検査機関の事務所又は事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。</p>	

電気用品安全法	電気用品安全法施行規則
<p>3 前二項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>4 経済産業大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第一項又は第二項の規定による立入検査又は質問を行わせることができる。</p> <p>5 経済産業大臣は、前項の規定により機構に立入検査又は質問を行わせる場合には、機構に対し、当該立入検査の場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。</p> <p>6 機構は、前項の指示に従って第四項に規定する立入検査又は質問を行ったときは、その結果を経済産業大臣に報告しなければならない。</p> <p>7 第四項の規定により立入検査又は質問をする機構の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。</p> <p>8 第一項又は第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>第七章 罰則</p> <p>第五十七条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 第十条第二項の規定に違反して表示を付した者 二 第十二条（第一号に係る部分に限る。）の規定による禁止に違反した者 三 第二十七条第一項の規定に違反して電気用品を販売し、又は販売の目的で陳列した者 四 第二十八条第一項又は第二項の規定に違反して電気用品を使用した者 五 第四十一条の規定による業務の停止の命令に違反した者 六 第四十二条の五の規定による命令に違反した者 <p>第五十八条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 第三条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 二 第八条第二項の規定に違反して検査を行わず、検査記録を作成せず、若しくは虚偽の検査記録を作成し、又は検査記録を保存しなかつた者 三 第九条第一項の規定に違反して、証明書の交付を受けず、又は証明書を保存しなかつた者 	

電気用品安全法	電気用品安全法施行規則
<p>四 第三十六条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>五 第四十二条第一項の規定に違反して同項に規定する事項の記載をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は同条第二項の規定に違反して帳簿を保存しなかつた者</p> <p>六 第四十五条第一項又は第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者</p> <p>七 第四十六条第一項又は第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して、正当な理由なく陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者</p> <p>八 第四十六条の第二第一項の規定による命令に違反した者</p> <p>第五十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。</p> <p>一 第五十七条（第二号及び第六号に係る部分に限る。） 一億円以下の罰金刑</p> <p>二 第五十七条（第二号及び第六号に係る部分を除く。）又は前条 各本条の罰金刑</p> <p>第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。</p> <p>一 第四条第二項、第五条又は第六条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者</p> <p>二 第三十七条第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者</p>	

別添資料3 施行規則 別表第四 検査設備

電気用品の区分	検査設備	技術上の基準
ゴム系絶縁電線類	寸法測定器	マイクロメーター、ノギス又はこれらと同等以上の精度で直径及び厚さを測定できる測定器を備えていること。
	絶縁抵抗試験設備	100V以上の直流電源装置及び水槽並びに絶縁抵抗計又はブリッジを備えていること。
	絶縁耐力試験設備	(1) 変圧器、電圧調整器及び電圧計（精度が1.5級以上のもの）又はこれらを内蔵する絶縁耐力試験機並びに水槽を備えていること。 (2) 2次電圧が電線類の絶縁耐力試験電圧に容易かつ円滑に調整できること。
	導体抵抗試験設備	ブリッジ及び検流計又はこれらと同等以上の精度で導体抵抗を測定できる設備を備えていること。
	引張試験設備	試験片打抜機、恒温槽及び引張試験機を備えていること。
合成樹脂系絶縁電線類	寸法測定器	マイクロメーター、ノギス又はこれらと同等以上の精度で直径及び厚さを測定できる測定器を備えていること。
	絶縁抵抗試験設備	100V以上の直流電源装置及び水槽並びに絶縁抵抗計又はブリッジを備えていること。
	絶縁耐力試験設備	(1) 変圧器、電圧調整器及び電圧計（精度が1.5級以上のもの）又はこれらを内蔵する絶縁耐力試験機並びに水槽を備えていること。 (2) 2次電圧が電線類の絶縁耐力試験電圧に容易かつ円滑に調整できること。
	導体抵抗試験設備	ブリッジ及び検流計又はこれらと同等以上の精度で導体抵抗を測定できる設備を備えていること。
	引張試験設備	試験片打抜機、恒温槽及び引張試験機を備えていること。
つめ付ヒューズ	寸法測定器	マイクロメーター、ノギス又はこれらと同等以上の精度で直径及び厚さを測定できる測定器を備えていること。
	通電試験設備	電流調整装置及び電流計（精度が0.5級以上のもの）を備えていること。
包装ヒューズ類	寸法測定器	マイクロメーター、ノギス又はこれらと同等以上の精度で直径及び厚さを測定できる測定器を備えていること。
	絶縁抵抗試験設備	500ボルト絶縁抵抗計又はこれと同等以上の精度で絶縁抵抗を測定できる設備を備えていること。
	通電試験設備	電流調整装置及び電流計（精度が0.5級以上のもの）を備えていること。
温度ヒューズ	寸法測定器	マイクロメーター、ノギス又はこれらと同等以上の精度で直径及び厚さを測定できる測定器を備えていること。
	溶断試験設備及び温度試験設備	電流調整装置、電流計（精度が0.5級以上のもの）及び恒温槽（温度を1分間に1°Cの割合で上昇させることができ、かつ一定の温度を48時間保持できるもの）を備えていること。
	絶縁抵抗試験設備	500ボルト絶縁抵抗計又はこれと同等以上の精度で絶縁抵抗を測定できる設備を備えていること。
配線器具	寸法測定器	マイクロメーター、ノギス又はこれらと同等以上の精度で直径及び厚さを測定できる測定器を備えていること。
	絶縁抵抗試験設備	500ボルト絶縁抵抗計又はこれと同等以上の精度で絶縁抵抗を測定できる設備を備えていること。
	絶縁耐力試験設備	(1) 変圧器、電圧調整器及び電圧計（精度が1.5級以上のもの）又はこれらを内蔵する絶縁耐力試験機を備えていること。 (2) 2次電圧が配線器具の絶縁耐力試験電圧に容易かつ円滑に調整できること。
電流制限器	寸法測定器	マイクロメーター、ノギス又はこれらと同等以上の精度で直径及び厚さを測定できる測定器を備えていること。
	絶縁抵抗試験設備	500ボルト絶縁抵抗計又はこれと同等以上の精度で絶縁抵抗を測定できる設備を備えていること。
	絶縁耐力試験設備	(1) 変圧器、電圧調整器及び電圧計（精度が1.5級以上のもの）又はこれらを内蔵する絶縁耐力試験機を備えていること。 (2) 2次電圧が電流制限器の絶縁耐力試験電圧に容易かつ円滑に調整できること。
	開閉試験設備及び温度試験設備	開閉試験機、電圧調整器、電圧計（精度が0.5級以上のもの）、電流計（精度が0.5級以上のもの）、負荷装置及び熱電対温度計を備えていること。
	特性試験設備	電圧調整器、電圧計（精度が0.5級以上のもの）、電流計（精度が0.5級以上のもの）及び負荷装置を備えていること。
小形単相変圧器類	寸法測定器	マイクロメーター、ノギス又はこれらと同等以上の精度で直径及び厚さを測定できる測定器を備えていること。
	絶縁抵抗試験設備	500ボルト絶縁抵抗計又はこれと同等以上の精度で絶縁抵抗を測定できる設備を備えていること。
	絶縁耐力試験設備	(1) 変圧器、電圧調整器及び電圧計（精度が1.5級以上のもの）又はこれらを内蔵する絶縁耐力試験機を備えていること。 (2) 2次電圧が小形変圧器類の絶縁耐力試験電圧に容易かつ円滑に調整できること。
	温度試験設備	電圧調整器、電圧計（精度が0.5級以上のもの）、電流計（精度が0.5級以上のもの）及び熱電対温度計を備えていること。
	無負荷試験設備	電圧調整器、電圧計（精度が0.5級以上のもの）、電流計（精度が0.5級以上のもの）及び電力計（精度が0.5級以上のもの）を備えていること。

電気用品の区分	検査設備	技術上の基準
電熱器具	寸法測定器	マイクロメーター、ノギス又はこれらと同等以上の精度で直径及び厚さを測定できる測定器を備えていること。
	絶縁抵抗試験設備	500 ボルト絶縁抵抗計又はこれと同等以上の精度で絶縁抵抗を測定できる設備を備えていること。
	絶縁耐力試験設備	(1) 変圧器、電圧調整器及び電圧計（精度が 1.5 級以上のもの）又はこれらを内蔵する絶縁耐力試験機を備えていること。 (2) 2 次電圧が電熱器具の絶縁耐力試験電圧に容易かつ円滑に調整できること。
	温度試験設備	電圧調整器、電圧計（精度が 0.5 級以上のもの）、電流計（精度が 0.5 級以上のもの）及び熱電対温度計を備えていること。
電動力応用機械器具	寸法測定器	マイクロメーター、ノギス又はこれらと同等以上の精度で直径及び厚さを測定できる測定器を備えていること。
	絶縁抵抗試験設備	500 ボルト絶縁抵抗計又はこれと同等以上の精度で絶縁抵抗を測定できる設備を備えていること。
	絶縁耐力試験設備	(1) 変圧器、電圧調整器及び電圧計（精度が 1.5 級以上のもの）又はこれらを内蔵する絶縁耐力試験機を備えていること。 (2) 2 次電圧が電動力応用機械器具の絶縁耐力試験電圧に容易かつ円滑に調整できること。
	温度試験設備	電圧調整器、電圧計（精度が 0.5 級以上のもの）、電流計（精度が 0.5 級以上のもの）及び熱電対温度計を備えていること。
	特性試験設備	電圧調整器、電圧計（精度が 0.5 級以上のもの）、電流計（精度が 0.5 級以上のもの）及び電力計（精度が 0.5 級以上のもの）を備えていること。
電子応用機械器具	寸法測定器	マイクロメーター、ノギス又はこれらと同等以上の精度で直径及び厚さを測定できる測定器を備えていること。
	絶縁抵抗試験設備	500 ボルト絶縁抵抗計又はこれと同等以上の精度で絶縁抵抗を測定できる設備を備えていること。
	絶縁耐力試験設備	(1) 変圧器、電圧調整器及び電圧計（精度が 1.5 級以上のもの）又はこれらを内蔵する絶縁耐力試験機を備えていること。 (2) 2 次電圧が電子応用機械器具の絶縁耐力試験電圧に容易かつ円滑に調整できること。
	温度試験設備	電圧調整器、電圧計（精度が 0.5 級以上のもの）、電流計（精度が 0.5 級以上のもの）及び熱電対温度計を備えていること。
	特性試験設備	電圧調整器、電圧計（精度が 0.5 級以上のもの）、電流計（精度が 0.5 級以上のもの）及び電力計（精度が 0.5 級以上のもの）を備えていること。
交流用電気機械器具	寸法測定器	マイクロメーター、ノギス又はこれらと同等以上の精度で直径及び厚さを測定できる測定器を備えていること。
	絶縁抵抗試験設備	500 ボルト絶縁抵抗計又はこれと同等以上の精度で絶縁抵抗を測定できる設備を備えていること。
	絶縁耐力試験設備	(1) 変圧器、電圧調整器及び電圧計（精度が 1.5 級以上のもの）又はこれらを内蔵する絶縁耐力試験機を備えていること。 (2) 2 次電圧が交流用電気機械器具の絶縁耐力試験電圧に容易かつ円滑に調整できること。
	温度試験設備	電圧調整器、電圧計（精度が 0.5 級以上のもの）、電流計（精度が 0.5 級以上のもの）及び熱電対温度計を備えていること。
	特性試験設備	電圧調整器、電圧計（精度が 0.5 級以上のもの）、電流計（精度が 0.5 級以上のもの）及び電力計（精度が 0.5 級以上のもの）を備えていること。
携帯発電機	寸法測定器	マイクロメーター、ノギス又はこれらと同等以上の精度で直径及び厚さを測定できる測定器を備えていること。
	絶縁抵抗試験設備	500 ボルト絶縁抵抗計又はこれと同等以上の精度で絶縁抵抗を測定できる設備を備えていること。
	絶縁耐力試験設備	(1) 変圧器、電圧調整器及び電圧計（精度が 1.5 級以上のもの）又はこれらを内蔵する絶縁耐力試験機を備えていること。 (2) 2 次電圧が携帯発電機の絶縁耐力試験電圧に容易かつ円滑に調整できること。
	温度試験設備	電圧調整器、電圧計（精度が 0.5 級以上のもの）、電流計（精度が 0.5 級以上のもの）及び熱電対温度計を備えていること。
	特性試験設備	電圧計（精度が 0.5 級以上のもの）、電流計（精度が 0.5 級以上のもの）、電力計（精度が 0.5 級以上のもの）、抵抗負荷装置及び回転計又は周波数計を備えていること。

別添資料4 電気用品安全法施行規則第二十五条第三項第十号に規定する国際約束等

平成13年12月21日

経済産業省告示第727号

電気用品安全法施行規則第25条第3項第10号に規定する国際約束等は、Scheme of the IECEE for Mutual Recognition of Test Certificates for Electrical Equipment とする。

別添資料5 電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準

平成17年3月29日
経済産業省・環境省告示第2号

[改定]

平成17年5月18日 経済産業・環境省告示第5号
平成19年10月1日 経済産業・環境省告示第9号
平成20年4月1日 経済産業・環境省告示第3号
平成24年9月14日 経済産業・環境省告示第13号
平成28年4月1日 経済産業・環境省告示第4号
平成29年3月28日 経済産業・環境省告示第2号

- 1 別表第2に掲げる保存等をする場合には、それぞれ別表第1に掲げる基準を確保するよう努めなければならない。
- 2 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 「情報システム」とは、ホストコンピュータ、端末機、通信関係装置、プログラム等の全部又は一部により構成され、電磁的方法による記録、保存等をするためのシステムをいう。
 - (2) 「データ」とは、情報システムの入出力情報をいう。
 - (3) 「プログラム」とは、プログラム言語により記述された命令の組合せをいう。
 - (4) 「事務室」とは、端末機、サーバ、ワークステーション、パーソナルコンピュータ等を設置している室、店舗、配送センタ等をいう。
 - (5) 「データ保管室」とは、データ、プログラム等を含んだ記録媒体等を保管する室をいう。
 - (6) 「記録媒体」とは、データ、プログラム等を記録した機器、ディスク、磁気テープ、フィルム、カード等をいう。

附 則

この告示は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年5月18日経済産業省・環境省告示第5号）

この告示は、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成17年5月19日）から施行する。

附 則（平成19年10月1日経済産業省・環境省告示第9号）

この告示は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日経済産業省・環境省告示第3号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

改正文（平成24年9月14日経済産業省・環境省告示第13号） 抄
原子力規制委員会設置法の施行の日（平成24年9月19日）から施行する。

改正文（平成28年4月1日経済産業省・環境省告示第4号） 抄
平成28年4月1日から施行する。

改正文（平成29年3月28日経済産業省・環境省告示第2号） 抄
平成29年4月1日から施行する。

別表第1

基準
1 ログ
①情報システムには、データの保存及び更新時に保存及び更新の日時並びに実施者を記録する「ログデータ」の保存機能を設けること。
②取得した「ログデータ」は安全な場所に保管し、保管方法等に係る運用管理規程を定めること。
2 アクセス

- ①情報システムには、個人別のID、パスワード等の利用者登録、管理及び認証機能を設けること。
- ②情報システムのうち、データの保管を行う機器に直接接続されたコンピュータが、公衆回線とのオンラインによって接続される場合には、アクセスするユーザ等の正当性を識別し認証する機能を設けること。
- ③個人別のIDは、複数者で共用しないこと。
- ④情報システムには、情報やシステムの機密度を区分し、アクセス権限を制御する機能を設けること。
- ⑤情報システムは、IDを付与された関係者以外の者が操作をしないよう周知徹底する等の措置をとること。
- ⑥人事異動等で使わなくなったID及びパスワードは、直ちに無効化すること。

3 バックアップ

- ①情報システムの保守、点検、改造等は、あらかじめ計画を設けた上で、バックアップ等当該行為の期間のデータ保護措置を講じること。
- ②データを収蔵したデータ記録媒体は、当該媒体以外にバックアップを行い、当該媒体と異なる保管場所に保管すること。
- ③データを収蔵したデータ記録媒体及びバックアップは、定期的に保管状況の点検を実施すること。

4 セキュリティ対策等

- ①外部から入手したソフトウェア、使用済記録媒体等は、ウイルス検査後に利用すること。
- ②情報システムには、データのエラーの検出機能を設けること。
- ③情報システムには、システムへの不正なアクセス及びデータの不正な変更を発見するソフトウェア機能を設けること。

5 スキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）による読取に係る取扱い

- ①作業責任者の明確化等スキャナによる読取に係る運用管理規程を定めること。
- ②スキャナにより読み取り画像情報として電子化した文書に圧縮を施す際、圧縮方式を適切に設定すること。

6 情報システムの運用管理

- ①情報システムの管理には、管理責任者を定めること。
- ②管理責任者は、以下の項目の管理規程を明文化して定め、関係者に周知徹底すること。
 - ・ 事務室及びデータ保管室への入退室管理
 - ・ ID及びパスワードの付与及び廃止の管理
 - ・ データ記録媒体の使用、保管、搬出入及び廃棄の管理
- ③情報システムの電源には、システムに無関係な機器の接続を禁止し、電源の誤切断を防止すること。
- ④データを収蔵したデータ記録媒体は、保管場所を定め、施錠して保管し、保管場所からの搬出入及び授受は管理記録を整備して行うこと。
- ⑤情報システムの非使用時には、施錠し又は機能を停止させること。
- ⑥情報処理機器及びソフトウェアは、正常作動を確認した上で情報システム上での運用を開始すること。

7 情報システムの点検・監査

- ①情報システムの自主点検又は内部検査を定期的に行うこと。
- ②第三者による情報システムの監査を定期的に行うこと。

別表第2

保存等

(略) 電気用品安全法施行規則(昭和37年通商産業省令第84号)第12条第1項、第28条第1項及び第30条の保存、(略)

別添資料 6 検査機関の登録に係る登録免許税の納付期限及び当該納付に係る領収書をはり付ける書類

平成17年4月1日
経済産業省告示第103号

登録免許税法（昭和42年法律第35号）第24条第2項及び登録免許税法施行令（昭和42年政令第146号）第19条の規定に基づき消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号）第12条第1項の登録、電気用品安全法（昭和36年法律第234号）第9条第1項の登録、ガス事業法（昭和29年法律第51号）第39条の11第1項の登録、及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第47条第1項における検査機関の登録に係る登録免許税の納付期限及び当該納付に係る領収書をはり付ける書類を次のように定める。

- 一 登録免許税の納付期限 当該登録を受けた日から2週間以内
- 二 領収証書をはり付ける書類 次の様式によるものとし、用紙の大きさは日本工業規格A4とする。

(表)

登録免許税納付届		年 月 日
経済産業大臣 殿	届出者 商号、名称	
	氏名	印
	(法人にあつては、その代表者の氏名)	
	住所	
<p>消費生活用製品安全法第十二条第一項（電気用品安全法第九条第一項、ガス事業法第三十九条の十一第一項、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第四十七条第一項）における検査機関の登録について、登録免許税を納付したので、登録免許税法第二十四条第一項の規定により、領収証書を提出します。</p>		

(裏)

領収証書はり付け欄

(参考) 検査検定、資格認定等に係る利用者の負担軽減に関する調査結果に基づく勧告

登録検査機関は、「検査検定、資格認定等に係る利用者の負担軽減に関する調査〈調査結果に基づく勧告〉」(平成23年10月総務省)に基づき、事業運営の透明性確保の観点から最低限、次の事項を満たす必要がある。

- ① 手数料の積算根拠の公開を徹底すること
- ② 会計処理を区分経理とすること

また、「3 申請手続の負担軽減等の推進」についても、可能な限り対応する必要がある。

総務省勧告(平成23年10月)の概要

1 手数料等の適正化の推進

- ① 手数料等の積算根拠がないものについてはその妥当性を検証すること
- ② 不適切な設定となっている手数料等については速やかに改善措置を講ずること
- ③ 手数料等の積算根拠について公開を徹底すること

2 会計処理の適正化の推進

- ① 事業ごとの収支状況が分かる支出明細書等を作成するなど区分経理を適切に実施すること
- ② 事業の収支状況をインターネットで公開すること
- ③ 不適切な積立てとなっている引当資産を見直し、これを踏まえた手数料等の引下げを行うこと

3 申請手続の負担軽減等の推進

- ① 申請手続や資格取得要件等が不適切となっている制度や受験者数が減少している制度については見直しを行うこと(申請手続の簡素化、資格取得要件の緩和、制度の統廃合等)
- ② 利用者への配慮を徹底すること(試験実施時期の見直し等)